町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例(昭和39年3月町田市条例第23号)の一部を次のように 改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(使用料及び手数料)	(使用料及び手数料)
第2条 略	第2条 略
2 使用料は、次に掲げる額とする。	2 使用料は、次に掲げる額とする。
(1) 診療料	(1)診療料
健康保険法(大正11年法律第70号)第	健康保険法(大正11年法律第70号)第
76条第2項(同法第149条において準用	76条第2項(同法第149条において準用
する場合を含む。) 及び高齢者の医療の確保	する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保
に関する法律(昭和57年法律第80号)第	に関する法律(昭和57年法律第80号)第
71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣	71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣
が定める診療報酬の算定方法(以下「診療報	が定める診療報酬の算定方法(以下「診療報
酬の算定方法」という。) により算定した額。	酬の算定方法」という。) により算定した額。
ただし、保険診療によらないものについて	ただし、保険診療によらないものについて
は、診療報酬の算定方法に定める点数に1点	は、診療報酬の算定方法に定める点数に1点
単価15円(交通事故による診療については	単価15円(交通事故による診療については
20円、妊娠及び出産に係る診療(入院中に	20円)を乗じて得た額とする。
<u>行うものに限る。)については12円</u>)を乗	
じて得た額とする。	
(2) ~ (17) 略	(2) ~ (17) 略

附則

(施行期日)

3 • 4 略

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後 の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお 従前の例による。

3 • 4 略